

十文字学園女子大学  
「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」  
(2022.7.28 jumonji Ver.6.0)



十文字学園女子大学

## 目次

I.	はじめに	1
II.	大学の行動方針	1
III.	学生・教職員の行動指針	1
IV.	行動制限レベルと行動指針	
	行動制限レベルと行動指針	2
1.	行動制限レベル 3 (制限-大)	3
2.	行動制限レベル 2 (制限-中)	3
3.	行動制限レベル 1.5 (制限-中)	4
4.	行動制限レベル 1 (制限-小)	5
5.	行動制限レベル 0.5 (制限-最小)	5
V.	感染症予防対策	
1.	一般的な感染症予防対策(接触・飛沫感染防止策)の徹底	5
2.	入構時の感染症予防対策	7
3.	学生指導・相談時の感染症予防対策	7
4.	教室・施設設備利用時の感染症予防対策	7
5.	食事の際の学生食堂・カフェテリア・学生ホールにおける感染症予防対策	8
6.	行事・イベント時の感染症予防対策	8
7.	課外活動の感染症予防対策	8
8.	宿泊を伴う学外活動の感染症予防対策	8
9.	渡航の制限	8
VI.	感染発生時の対応	
1.	感染発生時および濃厚接触者への対応	8
2.	感染症に関する情報の公表	10
3.	大学休校又は閉校の検討	11
4.	出席停止又は出席停止期間中の取り扱い	11
5.	差別・偏見の防止	12
別紙1	新型コロナウイルス感染症対策チェックシート【面接授業用】	13
別紙2	新型コロナウイルス感染症対策チェックシート【行事等開催用】	14
別紙3	新型コロナウイルス感染症対応チェックリスト【学友会・クラブ活動用】	15
別紙4	感染の疑いがある場合の対応について(学生・教職員)	
	Ⅰ.学生に感染が疑われる場合	16
	Ⅱ.教職員に感染が疑われる場合	17
別紙5	行動記録・健康観察票	18
別紙6	自己健康チェック表	19
別紙7	新型コロナウイルス感染症と診断された際の記録【学生用】	20
	新型コロナウイルス感染症と診断された際の記録【教職員用】	21

## 十文字学園女子大学

## 「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」Ver.6.0

## I. はじめに

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が再増加し、第 7 波に入ったとされます。現在、感染力が強いオミクロン株の BA.5 が全国で広がっていることが、大きな要因として挙げられます。BA.5 はオミクロン株の一種で、2022 年 2 月に南アフリカで見つかった後、5 月以降ヨーロッパを中心に広がり、6 月以降世界で検出される新型コロナウイルス全体の約 5 割を占めています。日本国内では 4 月ごろに主流だった BA.2 から BA.5 への置き換わりが進み、国立感染症研究所の分析では、8 月はじめには全国でほぼ 100%になるとみられています。

こうした中でも、持続的に学生の教育を受ける権利を保障していくため、大学における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、運営を継続していく必要があります。

本学では、文部科学省「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて(周知(令和 2 年 6 月 5 日))」および文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.5.1 Ver.1)」に基づき、十文字学園女子大学「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(2020.6.15 Ver.1)」を策定し対策を徹底してきました。

この度、政府において濃厚接触者の待機期間の見直しが行われ 7 月 22 日から適用となりました。本学のガイドラインもそれに伴い改訂し 6.0 としました。

## II. 大学の行動方針

新型コロナウイルス感染症対策には、人々の適切な感染防止行動が大変重要です。そこで、本学における教育・研究活動の実施にあたっては、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2022.4.1 Ver.8)」を参考に、以下の通り感染症防止対策に取り組めます。

- (1) 三密(密閉空間、密集場所、密接場面)を回避して感染症対策に取り組めます。
- (2) 行動制限レベルに応じた行動指針を明示し、柔軟な対応を取っていきます。
- (3) 感染拡大防止策をとり、適切な授業を実施し教育の質の保証を維持します。

## III. 学生・教職員の行動指針

学内での感染は、学外から学内に持ち込まれたウイルスが他の人に感染して発生します。以下の三原則を踏まえ、各々の意義をしっかりと理解し、侮らず、怖がり過ぎず、規範意識を高めて取り組みます。

また、新型コロナワクチン接種は、予防接種法第 9 条の規定が適用され、努力義務として推奨されています。学生および教職員においては、新型コロナワクチン接種をしていることが望ましいです。

- (1) 学外でウイルスに感染しない、学内にウイルスをもちこまないよう行動します。
- (2) ウイルスが学内にもちこまれても、それに感染しない、それを感染させないよう行動します。
- (3) 感染者や濃厚接触者に対する誤解や偏見に基づく差別を行いません。

#### IV. 行動制限レベルと行動指針

##### 【行動制限レベルと行動指針】

今後の状況に応じ、随時各項目の内容の見直しを行う場合があります。

行動制限レベル		行動指針							
		登校可否	授業形態			課外活動	施設		職員出勤
			講義科目	演習・実験 実習科目	学外実習		利用可能 施設	学内食堂	
レベル 3	制限-大	登校不可	遠隔授業 (同時双方向 型・オンデマ ンド型)	遠隔授業 (同時双方向 型・オンデマ ンド型)	実施中止 学内実習等 への代替	サークル 中止	利用不可	営業中止	在宅勤務 (必要な場 合は時差 出勤・シフト 勤務)
レベル 2	制限-中	一部登校	遠隔授業 (同時双方向 型・オンデマ ンド型)	・遠隔授業 (同時双方向 型・オンデマ ンド型) ・面接授業	・実習先施設 との調整・変 更検討 ・困難な場合 は、学内実習 等への代替	サークル 自粛	一部開放 (図書館・PC 演習室・カフ ェテリア・学生 食堂 学生ホ ール他) 入構チェック	営業開始 (弁当販売 等のみ)	時差出勤・ シフト勤務 あり
レベル 1.5	制限-小	分散登校	・ライブ配信 (ハイブリッ ド)型 (遠隔授業+ 面接授業) [・遠隔授業 (同時双方向 型・オンデマ ンド型)]	・面接授業 (クラス分け) とオンデマン ド型、または ライブ配信型 併用 [・遠隔授業 (同時双方向 型・オンデマ ンド型)]	・実習先施設 との調整・変 更検討 ・困難な場合 は、学内実習 等への代替	サークル 活動可	全面開放 入構チェック	営業開始 (弁当販売 等のみ)	時差出勤・ シフト勤務 あり
レベル 1	制限-小	分散登校	ライブ配信 (ハイブリッ ド)型 (遠隔授業+ 面接授業)	面接授業 (クラス分け) とオンデマン ド型、または ライブ配信型 併用	受入実習先 施設との調整 の上実施	サークル 活動可	全面開放 入構チェック	営業開始 (弁当販売 等のみ)	通常勤務
レベル 0.5	制限-最 小	登校可	面接授業 (大学から指 定する授業 を除く全授 業)	面接授業 (大学から指 定する授業 を除く全授 業)	受入実習先 施設との調整 の上実施	サークル 活動可	全面開放 入構チェック	通常営業	通常勤務
レベル 0	通常	登校可	面接授業	面接授業	実施	サークル 活動可	全面開放	通常営業	通常勤務

##### \* 行動制限レベルの設置について

1. 行動制限レベルは、国内全体並びに首都圏における感染の拡大状況・収束状況並びに政府等による要請のレベルを総合的に勘案して設定します。
2. 行動制限レベルの判断については、大学において決定します。これに伴う具体的な措置・対応並びに表中に記載のない項目に関する対応については、内容に応じて、関係機関において審議・決定します。なお、行動制限レベルの設定およびこれに対応する措置については、あくまでも指針として示すものであり、状況を総合的に検討したうえで、上記にない措置を判断することがあります。

## 1. 行動制限レベル3(制限-大)

### (1) 登校の可否について

- ・原則学生の登校は不可とします。

### (2) 授業形態について

- ・原則すべての授業を遠隔授業で実施します。
- ・遠隔授業が難しい授業(演習・実験・実習・実技等)は、開講時期や教育方法の見直しを行います。
- ・学外実習は、実施中止とします。学内実習等への代替を検討します。

### (3) 課外活動について

- ・サークル活動は中止とします。

### (4) 入構と施設利用について

- ・入構禁止として、学内施設は利用不可とします。
- ・学生食堂および学内売店を営業禁止とします。

### (5) 教職員の出勤について

- ・原則在宅勤務とします。但し、出勤が必要な場合は、時差出勤およびシフト勤務により感染防止に努めます。
- ・授業および会議打合せ等はオンラインを最大限に活用します。

## 2. 行動制限レベル2(制限-中)

### (1) 登校の可否について

- ・学生の登校は一部可とします。

### (2) 授業形態について

- ・講義科目は、原則遠隔授業で実施します
- ・演習・実験・実習・実技等は、感染防止対策を施しながら、原則遠隔授業、また一部面接授業を行います。
- ・面接授業時は、「新型コロナウイルス感染症対策チェックシート【面接授業用】」(別紙1)のチェック項目に基づき、感染防止策の徹底につとめます。
- ・学外実習は、実習先施設との調整・変更を検討します。困難な場合は、学内実習等への代替を検討します。

### (3) 課外活動について

- ・サークル活動は自粛とします。
- ・感染防止策責任者として、学内指導者(監督、コーチ等)の指導を条件に活動を許可します。
- ・対外試合、合同練習、公式戦やそれに類するもの(主催が本学ではない)は顧問および学内指導者と協議の上、参加可否を判断します。なお、合宿は自粛とします。
- ・活動の際は、日時、場所、参加予定者名を事前に学生支援課まで届け出ることとします。

### (4) 入構と施設利用について

- ・学内施設は一部開放します。利用にあたっては、感染防止策を徹底します。
- ・入構チェックを行います。
- ・学生食堂は感染症対策を講じて弁当販売等の営業をします。

- ・学内売店は感染症対策を講じて営業します。

#### (5) 教職員の勤務について

- ・教員の遠隔授業実施にあたっての在宅勤務を可能とします。
- ・時差出勤およびシフト勤務とします。
- ・会議打合せ等はオンラインを最大限に活用します

### 3. 行動制限レベル 1.5(制限-小)

#### (1) 登校の可否について

- ・学生の登校は分散登校とします。
- ・学籍番号末尾の偶数(”0”を含む)・奇数で学生をグループ分けし、原則週単位等の入れ替わりで登校するグループと登校しないグループを指定します。

#### (2) 授業形態について

- ・講義科目は原則としてライブ配信(ハイブリッド)型授業を実施します。ただし、教員にやむを得ない事情がある場合は、遠隔授業の実施を認める場合があります。
- ・ライブ配信(ハイブリッド)型では、授業担当教室で面接授業(登校するグループ)を実施し、同時に同時双方向型の配信を登校しないグループに対して実施します。(状況によっては、オンデマンド型も可能とします)。
- ・演習・実験・実習科目は原則として面接授業(クラス分け)とオンデマンド型、またはライブ配信型の併用とします。状況によっては遠隔授業の実施を認める場合があります。
- ・学生自身にやむを得ない事情(通学や身体事情等)にある場合には、すべて在宅での受講を認める場合があります。その場合、学修面での不利益が生じないように工夫します。
- ・面接授業時は、「新型コロナウイルス感染症対策チェックシート【面接授業用】」(別紙 1)のチェック項目に基づき、感染防止策の徹底につとめます。
- ・学外実習は、実習先施設との調整・変更を検討します。困難な場合は、学内実習等への代替を検討します。

#### (3) 課外活動について

- ・サークル活動可とします。
- ・活動場所は、可能な限り屋外とします。また、熱中症対策も必須とします。
- ・屋内で活動の場合、換気の徹底、人数制限、十分な対人距離確保、短時間の利用とします。
- ・屋内で活動の場合、呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動は禁止とします。
- ・更衣室や部室等を利用する場合は、短時間かつ少人数での利用とします。

#### (4) 入構と施設利用について

- ・学内施設は全面開放とします。
- ・登校するグループ以外の学生は、原則として入構できませんが、必要と判断した場合には登校を認める場合があります。
- ・入構チェックを行います。
- ・学生食堂は感染症対策を講じて弁当販売等の営業をします。
- ・学内売店は感染症対策を講じて営業します。

#### (5) 教職員の勤務について

- ・レベル 2 に準じます。

### 4. 行動制限レベル1(制限-小)

#### (1) 登校の可否について

- ・レベル 1.5 に準じます。

#### (2) 授業形態について

- ・講義科目は原則としてライブ配信(ハイブリッド)型授業を実施します。
- ・ライブ配信(ハイブリッド)型では、授業担当教室で面接授業(登校可グループ)を実施し、同時に同時双方向型の配信を登校不可グループに対して実施します(状況によっては、オンデマンド型も可能とします)。
- ・演習・実験・実習科目は原則として面接授業と遠隔授業(同時双方向型・オンデマンド型)を併用します。
- ・面接授業時は、「新型コロナウイルス感染症対策チェックシート【面接授業用】」(別紙 1)のチェック項目に基づき、感染防止策の徹底につとめます。
- ・学外実習は、実習先施設との調整の上実施します。

#### (3) 課外活動について

- ・レベル 1.5 に準じます。

#### (4) 入構と施設利用について

- ・レベル 1.5 に準じます。

#### (5) 教職員の出勤について

- ・原則、通常勤務とします。状況や事情に応じ時差出勤およびシフト勤務を可能とします。
- ・教員の遠隔授業実施にあたっての在宅勤務を可能とします。
- ・会議打合せ等はオンラインを最大限に活用します。

### 5. 行動制限レベル 0.5(制限-最小)

#### (1) 登校の可否について

- ・原則登校可とします。

#### (2) 授業形態について

- ・面接授業とします。ただし、大学から指定する授業を除きます。
- ・学外実習は、実習先施設との調整の上実施します。

#### (3) 課外活動について

- ・活動可とします。

#### (4) 入構と施設利用について

- ・入構チェックを行います。
- ・学生食堂および学内売店は通常営業とします。

#### (5) 教職員の出勤について

- ・通常勤務とします。
- ・会議打合せ等必要に応じて、オンラインを活用します。

## V. 感染症予防対策

### 1. 一般的な感染症予防対策(接触・飛沫感染防止策)の徹底

#### (1) 体調管理

- ・毎日の検温と体調の確認を習慣とします。
- ・発熱や咳、風邪等の症状又は家族や身近な人に感染が疑われる場合は、外出せず自宅療養とします。
- ・免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を心掛けます。

#### (2) 感染経路を絶つ

- ・飛沫感染を防止するため、マスクの着用と咳エチケットを徹底します。
  - ＊ただし、マスクの着用は十分な身体的距離が確保できる場合や熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合を除きます。
- ・接触感染を防止するため、石鹸と流水による手洗いを徹底とします。
- ・正門、全校舎の各階に手指のアルコール消毒液を設置します。

#### (3) 消毒・清掃

- ・教室施設設備の**清掃**を徹底します。
- ・教室等のドアは極力常時開放し、人の手が触れる場所を少なくします。

#### (4) 三密(密閉空間、密集場所、密接場面)回避の徹底

- ・換気を徹底します。(空調と換気を適切に稼働、ドアと窓の 2 箇所以上を開ける、部屋の外側に向けたサーキュレーターの利用等)
- ・身体的距離の確保を徹底します。
- ・マスクの着用を徹底します。
  - ＊ただし、マスクの着用は十分な身体的距離が確保できる場合や熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合を除きます。

#### (5) 通学・通勤時のマナー

- ・公共交通機関(電車・バス等)を利用する場合は、可能な限り混雑時間を避け、国土交通省からの要請に従い、駅や車内ではマスクを着用し、会話や接触を控える等、飛沫感染と接触感染の防止を徹底します。

#### (6) クラスター発生の防止

- ・**クラスター発生の防止のため、大人数での会食や飲み会やサークル旅行、団体イベント、合宿などの際には感染防止対策を講じます。**
- ・大声を出す行動(飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど)を自粛します。
- ・会食等で飲食店等を利用する場合には、自己適合宣言(東京都の場合は感染防止徹底宣言)マーク等の表示に留意するようにします。

#### (7) 行動の記録

- ・万一感染した場合に備え、感染経路が特定できるよう各自での行動記録を励行します。
- ・接触確認アプリ(COCoA)のダウンロードや地方自治体独自の通知システムの利用登録を推奨します。



## 2. 入構時の感染症予防対策

- ・発熱や風邪等の症状が疑われる者の入構は禁止します。
- ・正門にサーモグラフィを設置し、入構者の体温検査を実施します。
- ・入構後は速やかに石鹸と流水による手洗いを行います。  
ただし、流水で手洗いができない場合には、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用することとします。
- ・学生は入構時に、教職員は入退構時に学生証又は教職員証での磁気記録を必須とします。
- ・学内での不要な滞在は避け、授業又は施設利用後は速やかに帰宅します。

## 3. 学生指導・相談時の感染症予防対策

- ・オンライン (Zoom 等) を最大限活用し遠隔でのきめ細やかな指導・相談を推進します。
- ・指導・相談を対面での相談を行う場合 (卒論指導、就職相談、カウンセリング等)、マスク着用と必要に応じフェイスシールド等を利用し十分な感染症対策に配慮します。
- ・教育目的で顔の表情や口の動きを見せるためにマスクなしでフェイスシールド等を用いる場合は、身体的距離を取りつつ行います。

## 4. 教室・施設設備利用時の感染症予防対策

### (1) 消毒・清掃

- ・教室のドアは極力常時開放し、人の手が触れる場所を少なくします。
- ・授業等で利用する機器備品・用具類等は使用者が適宜消毒します。
- ・正門および全校舎の各階に、手指のアルコール消毒液を設置します。

### (2) 三密 (密閉空間、密集場所、密接場面) 回避の徹底

- ・換気を徹底します。(空調と換気を適切に稼働、ドアと窓の 2 箇所以上を開ける、部屋の外側に向けたサーキュレーターの活用等)
  - ①短時間で換気を行う場合 (30 分に一回などの換気を想定)  
扉や窓を広く開けることが換気に有効です。
  - ②常時換気を行う場合  
廊下側と窓側を対角に 20cm 程度開ける方法をとることにより、エアコンをつけながら、窓を少し開けて、常時換気しておくことで、効率よく換気ができます。
  - ③サーキュレーターの活用
- ・寒い時期は、暖気が室内の上に滞留するため、この性質を利用し、サーキュレーターを斜め上 (空気攪拌<かくはん>)、窓の方向 (強制排気) へ向けて換気します。
- ・身体的距離の確保を徹底します (教室利用時は密にならない座席配置の徹底)。

### (3) コンピュータ演習室、情報センター利用時の感染症予防対策

- ・PC の利用前後は、石鹸と流水による手洗いを徹底します。  
ただし、流水で手洗いができない場合には、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用することとします。
- ・PC 利用後退室する際には、使用者が使用したキーボードとマウスを備付けのアルコールで消毒します。
- ・座席は、間隔を開けて利用します。
- ・指定の PC を利用し、ヘッドフォン (マイク付ヘッドセット) は持参とします。

## 5. 食事の際の学生食堂・カフェテリア・学生ホールにおける感染症予防対策

- ・食事の前後に石鹸と流水による手洗いを行います。
- ・座席は、間隔をあけ着席します。
- ・大声は厳禁とし、会話は控えます。

## 6. 行事・イベント時の感染症予防対策

- ・学内でのイベントについては、政府による「イベント開催制限の段階的緩和の目安」を参考とし、開催可否の判断は、感染症対策が十分取られていることを前提とします。
- ・行事・イベント開催時には「新型コロナウイルス感染症対策チェックシート【行事等開催用】」のチェック項目に基づき、感染防止策の徹底に努めます。(別紙 2)

## 7. 課外活動の感染症予防対策

- ・学友会・クラブ・桐華祭参加団体の活動については、文部科学省およびスポーツ庁等のガイドラインに基づき、感染症防止策の徹底に努めます。
- ・活動にあたっては、「新型コロナウイルス感染症対応チェックリスト【学友会・クラブ活動用】」(別紙 3)のチェック項目に基づき、感染症防止策の徹底に努めます。
- ・大会やコンクールの参加に当たっては、大学として主催団体とともに感染拡大を防止するための対策を講じます。
- ・練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況を踏まえ、感染拡大の防止策を講じます。
- ・スポーツ系クラブの活動は、各競技団体が作成するガイドラインに準じた対策を講じます。

## 8. 宿泊を伴う学外活動の感染症予防対策

宿泊を伴う学外活動については、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2022.4.1 Ver.8) 第 6 章 寮や寄宿舎における感染症対策」に準じた対策を講じます。

## 9. 渡航の制限

- ①感染症危険レベル1の国・地域へは、注意して渡航可とします。
- ②感染症危険レベル2及びレベル3の国・地域へは「原則渡航不可」とします。ただし、渡航の必要性があり、かつ一定の条件を満たす場合は、個別判断のうえ、特例許可する場合があります。
- ③感染症危険レベル4の国・地域には「渡航不可」とします。
- ④帰国に際しては、厚生労働省の水際対策措置「入国後の自宅等待機期間」に従ってください。

## VI. 感染発生時の対応

### 1. 感染発生時および濃厚接触者への対応

\*別紙 4「感染の疑いがある場合の対応について(教職員・学生)」を参照

#### (1) 学生・教職員が新型コロナウイルス感染類似症状を呈した場合(感染の疑いがある場合)

※類似症状とは、風邪の症状・咳・喉頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢・高熱・嗅覚障害・味覚障害などを指す。それ以外の疾患の確定・診断が付いている場合は除外する。

### 学生・教職員が行うこと

- ①速やかに状況を大学に報告する。  
学生：健康管理センターまたは学生支援課、教職員：健康管理センターおよび人事課（以下大学）
- ②自宅にて待機する。（学生：出席停止、職員：出勤停止）
- ③大学内での行動記録および健康状態について「行動記録・健康観察票」（別紙 5）を記入し大学へ報告する。
- ④「自己健康チェック表」（別紙 6）の記入を確認し、体調に変化があったら直ぐに大学に連絡する。
- ⑤保健所に相談し、保健所からの指示内容詳細を大学に報告する。
- ⑥新型コロナウイルス陽性と診断された場合は、下記(2)により対応する。

### 大学が行うこと

- ①学内に濃厚接触者がいるか大学独自で速やかに確認する。
- ②「自己健康チェック表」（別紙 6）の記入を確認および大学内での「行動記録・健康観察票」の記入を依頼する。
- ③状況に応じて、医療機関又は保健所への相談を指示する。
- ④状況に応じて消毒を実施する。

## (2) 学生・教職員の感染が確認された場合

### 感染した学生・教職員が行うこと

- ①速やかに大学に報告する。
- ②「行動記録・健康観察票」（別紙 5）を大学に提出していない場合は速やかに提出するとともに、「自己健康チェック表」（別紙 6）の記入を確認する。
- ③保健所の指示に従い、保健所へ行動履歴等を報告する。
- ④保健所の指示に従い、入院又は宿泊施設もしくは自宅にて療養する。
- ⑤退院又は宿泊（自宅）療養解除時に受ける保健所または受診医療機関の指示指導に従い、その内容を大学に報告する。

### 大学が行うこと

- ①「行動記録・健康観察票」（別紙 5）を提出していないようであれば、提出を依頼するとともに、「自己健康チェック表」（別紙 6）の記入について確認を依頼する。
- ②「新型コロナウイルス感染症と診断された際の記録」（別紙 7）へ聞き取りを行う。
- ③保健所の指示に従い、行動履歴や濃厚接触者の特定等の調査に協力する。
- ④保健所より濃厚接触者の特定を受けた対象者へ通知する。（学生：出席停止、職員：出勤停止）
- ⑤保健所の指示に従い、臨時休講・臨時休業の必要性、休講・休業の範囲および期間、構内の区域閉鎖の必要性、閉鎖範囲および期間を決定する。
- ⑥保健所の指示に従い、必要に応じ消毒エリアの決定と実施を行う。
- ⑦感染者の行動履歴および影響範囲に応じ、ホームページ等への公表の有無について、保健所等の助言を参考に決定する。
- ⑧関係機関へ報告（文部科学省、厚生労働省、新座市役所他）
- ⑨退院又は宿泊（自宅）療養解除時に受けた保健所または受診医療機関の指示指導の報告を受け、学生の登校、教職員の出勤を許可する。

### (3) 学生・教職員が濃厚接触者となった場合

#### 濃厚接触者となった学生・教職員が行うこと

- ①速やかに大学に報告する。
- ②「自己健康チェック表」および大学内での「行動記録」を記入する。
- ③特定された濃厚接触者の待機期間は、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間（6日目解除）とし、体調の経過を観察する。
- ④5日間の体調の経過観察後、体調に問題が無ければ、大学へ経過観察の結果を報告する。
- ⑤自宅待機期間に発熱・咳などの症状が出た際は、上記(1)のとおり対応し、新型コロナウイルス陽性と診断された場合は、(2)のとおり対応する。
- ⑥自宅待機解除後、7日間が経過するまでは、引き続き、検温など体調の経過を観察する。

#### 大学が行うこと

- ①「自己健康チェック表」および大学内での「行動記録」の記入を依頼する。
  - ②特定された濃厚接触者の待機期間は、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間（6日目解除）とし、体調の経過観察を指示する。
  - ③5日間の体調の経過観察後、体調に問題が無ければ、自宅待機の解除を指示する。
  - ④自宅待機期間に発熱・咳などの症状が出た際は、上記(1)のとおり対応し、新型コロナウイルス陽性と診断された場合は、(2)のとおり対応する。
  - ⑤自宅待機解除後、7日間が経過するまでは、引き続き、検温など体調の経過観察を指示する。
- (4) 学生・教職員の同居家族等が濃厚接触者となった、または感染類似症状を呈し保健所等の指示でPCR検査を受ける場合

#### 学生・教職員が行うこと

##### ・学生

- ①面接授業日にあたっている場合は自宅待機とし、授業は担当教員に連絡のうえ遠隔で出席する。
- ②必要に応じ健康管理センターに相談する。
- ③同居家族等の検査結果が「陰性」と判明した場合は、判明した翌日から登校可とする。「陽性」と判明した場合は、上記(2)の対応とする。

##### ・職員

- ①所属長に連絡のうえ在宅勤務とする。
- ②必要に応じ健康管理センターに相談する。
- ③同居家族等の検査結果が「陰性」と判明した場合は、判明した時点で出勤可とする。「陽性」と判明した場合は、上記(2)の対応とする。

#### 大学が行うこと

健康管理センターに相談があった場合は、状況を確認しておく。

## 2. 感染症に関する情報の公表

本学関係者（教職員、学生、その他本学施設利用者）に新型コロナウイルス感染が判明した場合、以下

の方針に基づき速やかに調査し必要に応じ本学ホームページ等での情報公表を行います。

### (1)公表の目的

本学関係者（学生、教職員、その他本学施設利用者）の新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合は、厚生労働省「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」に準じ、感染者及び関係者の人権並びに個人情報の保護に十分な配慮をした上で、以下の目的に鑑みて感染拡大防止の観点から注意喚起に資する項目のみを公表いたします。

- ・ 感染症の拡大防止
- ・ 大学関係者及び近隣住民の安全の確保並びに不安の軽減
- ・ 感染者及び関係者に関する誤った情報の拡散防止

### (2)公表の基準

次のいずれかに該当する場合は、速やかに本学公式サイトで公表します。

- ①感染者が入構したことが確認され、学内での行動履歴が把握できない場合
- ②感染者が入構したことが確認され、教育研究活動、課外活動及び入構等を制限しなければならない事態が生じた場合

#### ③学内施設においてクラスターが発生した場合

なお、感染者が入構した場合においても、感染者の学内での行動履歴及び濃厚接触者が特定できている場合には、公表は差し控えます。

## 3. 大学休校又は閉校の検討

- ・ 感染が発生した場合、保健所、都道府県衛生主管部局又は医療機関等の指示に従い、必要に応じ、休講、一定期間休校又は閉校を検討します。
- ・ 指示に従い、必要に応じ、感染者の行動区域の消毒を実施します。
- ・ 休講、休校又は閉校になった場合、大学ホームページおよび学生ポータルサイトで通知します。

## 4. 出席停止又は出勤停止期間中の取り扱い

### (1)学生

出席停止の場合は、「学校保健安全法第 19 条」および「履修の手引き『I.学習上の注意点 (1)出席欠席、学校感染症の場合』」に則り、欠席扱いになりません。

#### ①新型コロナウイルス感染症と診断された場合

出席停止期間は感染の判明した日から隔離期が終了するまでとします。ただし判明前から欠席している場合は、最終登校日の翌日とします。

#### ②濃厚接触の場合(同居家族等が陽性となった場合など)

出席停止期間は、当該感染者の発症日(当該感染者が無症状(無症状病原体保有者)の場合は検体採取日)又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間(6日目解除)とします。

#### ③感染類似症状(咳・喉頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢・高熱)がみられる場合

咳・喉頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢・高熱の強い症状のいずれかがある場合や、発熱や咳など比較

的軽い風邪の症状が続く場合は、事前に本学健康管理センターまたは学生支援課に連絡してください。状況に応じて出席停止とします。出席停止期間は、健康管理センターと相談して決定した日とします。

#### ④本人や保護者から欠席したいと相談された場合の対応

大学で講じる感染症対策を説明のうえ、欠席したい事情をよく確認のうえ、配慮を要する場合があることや、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、「出席停止」として扱うこともあります。

#### ⑤遠隔での受講が可能な場合

①～④の理由で出席停止となった場合でも、遠隔での受講が可能な場合は授業に出席しても差し支えないものとします。

#### ⑥同居家族等が、保健所等の指示で PCR 検査を受ける場合（濃厚接触者となった場合、または感染類似症状を呈した場合など）

同居家族等の検査結果が判明するまで、念のため自宅で待機してください。面接授業日にあたっている場合は登校せずに授業の担当教員に連絡のうえ、遠隔で出席してください。

同居家族等の検査結果が「陰性」と判明した場合は、判明した翌日から登校可とします。

## (2)教職員

出勤停止の場合は、『職員の勤務時間、休日および休暇等に関する規程』第 23 条特別休暇(3)感染症予防」に則り、有給扱いとなります。

#### ①新型コロナウイルス感染症と診断された場合

出勤停止期間は感染の判明した日から治癒するまでとします。ただし判明前から休暇を取得している場合は、最終出勤日の翌日とします。

#### ②濃厚接触の場合（同居家族等が陽性となった場合など）

出勤停止期間は、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を 0 日目として、5 日間（6 日目解除）とします。

#### ③感染類似症状（咳・喉頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢・高熱）がみられる場合

咳・喉頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢・高熱の強い症状のいずれかがある場合や、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合は、事前に本学健康管理センターまたは人事課に連絡してください。状況に応じて出勤停止とします。出席停止期間は、健康管理センターと相談して決定した日とします。

#### ④同居家族等が保健所等の指示で PCR 検査を受ける場合（濃厚接触者となった場合、または感染類似症状を呈した場合など）

同居家族等の検査結果が判明するまで、所属長に連絡のうえ在宅勤務とし、念のため自宅で待機してください。同居家族等の検査結果が「陰性」と判明した場合は、判明した時点で出勤可とします。

## 5. 差別・偏見の防止

文部科学大臣メッセージ（2020 年 8 月 25 日発表）に留意し、感染者に対する差別や偏見等の防止に努めます。

**新型コロナウイルス感染症対策チェックシート【面接授業用】**

当該チェックシートは、文部科学省およびスポーツ庁のガイドラインに基づき、感染症防止策の徹底を確認するものです。授業担当者は、以下のチェック項目に基づき、感染防止策の徹底に努めてください。

なお、当該チェックは面接授業実施毎に行い、授業担当者にて2週間保管ください。

**1. 面接授業（教室）**

- 換気の徹底（空調と換気を適切に稼働、ドアと窓の2箇所以上を開ける、部屋の外側に向けたサーキュレーターの活用等）
- 教室規模に合わせた、教室内の人数制限
- 座席は間隔をあける
- 機器備品・用具類等は適宜消毒する

**2. 面接授業（全般）**

- 毎日、自宅で自分自身の体温を測るとともに出勤前に体調を確認
- 大学入構後、石鹸と流水による手洗い（流水で手洗いできない場合は手指消毒）
- 授業開始時に受講生に検温を行ったか、体調が優れない者がいないか確認
- マスクをしていない学生がいないか確認（自身も合め、不携帯は事務局又は健康管理センターへ）
- 受講生との距離を開けて話す（できるだけ2m（最低1m）の距離の保持）
- 座席は間隔を空けて着席させる（席配置等、接触を少なくする工夫を徹底）
- 授業時、飛沫の飛散がともなうディスカッション、学生相互の接触・歌唱などは注意する
- 授業の延長は行わず、終了次第速やかに帰宅させる
- 必要に応じ飛沫防止策としてフェイスシールドやマウスシールドを使用（事務局に常備）
- 授業担当者は、座席毎の受講者席次の記録を残すことが望ましい（万一の際の濃厚接触者調査）

**3. 体育授業（追加事項）**

- 用具・備品の消毒
- 更衣室の使用制限（人数制限・更衣場所の変更等）
- 授業開始前後に手洗いの指導
- 受講生同士・受講生と授業担当者の身体接触が生じる内容を行わない

**4. コンピュータ演習室使用时（追加項目）**

- キーボード・マウスの消毒
- 着席する座席を指定する
- 授業開始前後に石鹸と流水による手洗いの指導

授業日： 令和            年            月            日

担当科目：

担当教員：

(保管：担当教員)

## 新型コロナウイルス感染症対策チェックシート【行事等開催用】

当該チェックシートは、文部科学省および東京都感染拡大防止ガイドラインに基づき、感染症防止策の徹底を確認するものです。行事開催担当部署は、以下のチェック項目に基づき、感染防止策の徹底に努めてください。なお「参加者」とは、行事における来校者、教職員、協力会社、スタッフ、学生等をさします。

## 1. 手洗いの徹底・マスクの着用

- 参加者にマスク着用を周知し、着用していない場合は配布等の体制を徹底している。
- 消毒備品等を各所に設置、参加者に石鹸と流水による手洗いや消毒の衛生管理を徹底している。
- 使用済みマスクを破棄する場合は、自宅まで持ち帰るように徹底している。
- 飛沫防止策としてフェイスシールドやマウスシールドの装着を整えている。

## 2. ソーシャルディスタンス(できるだけ2m(最低1m)の距離の保持)

- オンラインでの事前予約等により混雑の回避策を整えている。
- 行列整理や床の目印表示等、屋内外を問わず、移動時を含め参加者同士の距離が徹底している。
- 参加者の席配置等、接触を少なくする工夫を徹底している。
- 対面が想定される場所は、飛沫防止策としてパーテーションを設置している。
- アンケート等の回収方法は接触機会を低減している。
- 費用徴収がある場合は、事前のキャッシュレス化を徹底している。

## 3. 「3つの密(密閉、密集、密接)」を避けて行動

- 3密が予想される場合、会場、教室への入場者数・滞在時間の制限等を徹底している。
- 扉や窓を開け、扇風機を使用する場合は外部に向けて稼働する等、常時換気を徹底している。
- 対面で食事・会話を避けるように周知し徹底している。
- 大声で会話しないよう周知している。

## 4. 施設の清掃・消毒

- 複数の人が触れる場所や物品を極力減らし、難しい場合はこまめに清掃・消毒を徹底している。
- 清掃・消毒・ごみ回収は手袋・マスクを着用、事後に石鹸と流水による手洗い又は消毒を徹底している。

## 5. 参加者の体調管理

- 参加者に熱等の症状がある場合は、入構をご遠慮いただくようお願いする等の周知を徹底している。
- 準備に当たる参加者は、毎日検温や体調確認をし、毎日記録することを徹底している。
- 準備に当たる参加者は、体調不良者を発見したら休養を促し、直ちに帰宅させている。
- 必要に応じ朝霞保健所への確認や、参加者の把握(氏名・連絡先)等、感染発生時の備えを徹底している。

## 6. その他チェック項目

- 主催責任者を置き「施設使用申請書」を提出している。
- 連絡体制(万一の事態が生じた際の連絡体制)を整えている。

上記のことを遵守し、(日時: 、内容: )開催に当たります。

提出日: 令和 年 月 日

主催責任部署:

主催責任者名:

学長	事務局長	総務部長		



## 新型コロナウイルス感染症対応チェックリスト【学友会・クラブ活動用】

当該チェックシートは、文部科学省およびスポーツ庁のガイドラインに基づき、感染症防止策の徹底を確認するものです。学友会・クラブ参加者は、以下のチェック項目に基づき、各自で感染防止策の徹底に努めてください。

### 1. 体調管理

- 通学の際には自宅において検温を行い、発熱等の風邪の症状がみられる時は、参加を見合わせることに。
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合には、参加を見合わせることに。

### 2. 感染予防策

- 飛沫感染防止のため、マスクの着用と咳エチケットを徹底すること。（運動時にはマスク着用は不要）
- 接触感染防止のため、活動の前後には石鹸と流水による手洗いを徹底すること。

### 3. 活動場所における「3密」＝「密閉」「密集」「密接」回避の徹底

#### （1）常時換気の徹底

- 活動場所は、可能な限り屋外とする。
- 屋内で活動する場合、活動場所（記念ホール含）2か所以上の出入口や窓を開け常時換気を徹底する。
- 多目的防音室を使用する際にも、出入口・窓を開けて活動する。
- エアコンを使用している場合でも換気を行うこと。

#### （2）密集を避ける

- 活動人数を少数に分けて活動する（活動日時を分ける、活動場所を分けるなど工夫する）
- 活動時間は、登下校時間に公共交通機関の混雑時間帯が重ならないように留意する。
- 活動時には、十分な身体的距離を確保する。
- 活動前後に部室や更衣室ロッカーを使用する際は時間差で使用する等、短時間かつ少人数で利用する。

#### （3）密接を避ける

- 呼気が激しくなるような運動は避ける。
- 大声を出すような活動を避ける。
- 用具等を使用する際は、使用前後に消毒を行うとともに、用具の使いまわしはしないこと。

### 4. 消毒の徹底

- 学内施設を使用前後は、使用した機器備品・用具類等の消毒を行うこと。
- 記念ホールロッカーや部室は、使用前後に各クラブが責任をもって消毒を行うこと。

### 5. その他の注意事項

- 運動不足の学生もいるため、急な激しい運動は避けること。
- 気温が上昇する季節のため、熱中症には十分気を付けながら活動する。

### ■ 感染が発生した場合

感染が発生した場合には、健康管理センターまたは学生支援課まで速やかにご連絡ください。

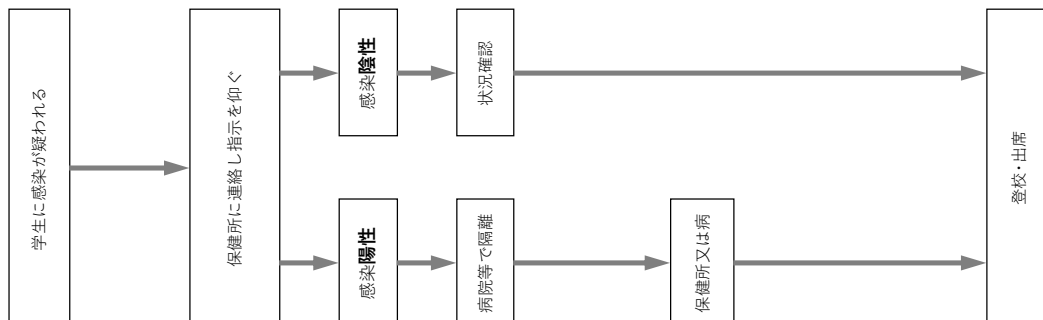
以上

感染の疑いがある場合の対応について（教職員・学生）

1. 学生に感染が疑われる場合

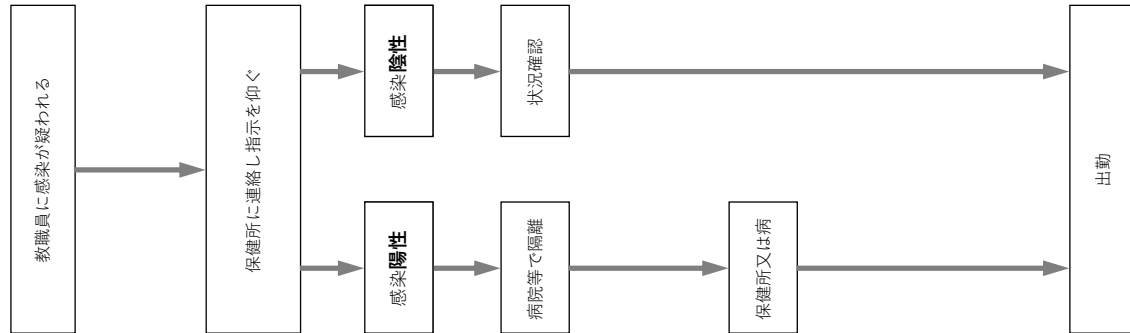
学生に感染が疑われる場合は、速やかに大学へ連絡し、感染の有無が判明するまでは自宅に待機する。  
 学生の同居家族等が陽性となった場合は、学生自身の感染の可能性もあるため、速やかに大学へ報告し、保健所の指示に従い自宅にて待機する。  
 同居家族等が、保健所等の指示でPCR検査を受ける場合（濃厚接触者となった場合、または感染類似症状を呈した場合など）も、同居家族の検査結果が判明するまで、念のため自宅に待機する。登校日にあたっては、授業は遠隔で出席することとする。検査結果が「陰性」と判明した場合は、判明した翌日から登校して差し支えない。

対応	大学の対応	
	該当学生の対応	学生支援課/健康管理センター 学長/事務局長（危機対策本部）
1 初動対応	① 健康管理センター又は学生支援課（以下大学）へ連絡し、自宅待機（出席停止。欠席扱いではない。） ② 「行動履歴」を大学へ報告。 ③ 「自己健康チェック表」を記入し、体調に変化があったら直ぐに大学へ連絡。 ④ 保健所の指示に従い、保健所へ行動履歴等を報告。健康管理センターからの聞き取り調査に協力。	① 学内に濃厚接触者がいるか大学独自で速やかに確認。 ② 「行動履歴」の記入を依頼。 ③ 「自己健康チェック表」の記入を依頼。 産業医の指示に従い、必要に応じ消毒実施。 ④ 陽性の場合、保健所の指示に従い、行動履歴や濃厚接触者の特定等の調査に協力。「新型コロナウイルス感染症と診断された際の記録」へ聞き取り記入。 ⑤ 陽性の場合、保健所より濃厚接触者の特定を受けた対象者へ通知。 ⑥ 陽性の場合かつ無症状病原体保有者の場合は、保健所の指示に従い対応。 ⑦ 保健所の指示に従い、臨時休講・臨時休業の必要性、休業の範囲及び期間を決定。 ⑧ 保健所の指示に従い、必要に応じ消毒エリアの決定と実施。
2 保健所指示に基づき対応	① 保健所の指示に従い、保健所へ聞き取り調査に協力。 ② 検査結果及び保健所からの指示内容詳細を大学へ報告。	① 陽性の場合、保健所より濃厚接触者の特定を受けた対象者へ通知。 ② 陽性の場合、保健所より濃厚接触者の特定を受けた対象者へ通知。 ③ 陽性の場合かつ無症状病原体保有者の場合は、保健所の指示に従い対応。 ④ 陽性の場合かつ無症状病原体保有者の場合は、保健所の指示に従い対応。 ⑤ 保健所の指示に従い、臨時休講・臨時休業の必要性、休業の範囲及び期間を決定。 ⑥ 保健所の指示に従い、必要に応じ消毒エリアの決定と実施。
3 休講・休業の検討		① 保健所の指示に従い、臨時休講・臨時休業の必要性、休業の範囲及び期間を決定。 ② 保健所の指示に従い、必要に応じ消毒エリアの決定と実施。 ③ 濃厚接触者の待機期間は、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間（6日目解除）とする。（出席停止。欠席扱いではない。）
4 勤務体制特別措置の検討		① 感染拡大範囲に応じ、教職員の勤務体制特別措置を検討。在宅勤務、時差出勤、交代勤務等。 ② 陽性の場合、学内教職員へ詳細を連絡。（氏名公表なし） 陽性の場合、学生へ概要を連絡。（学科/学年/氏名公表なし） ③ 感染者の行動履歴及び影響範囲に応じ、保健所等の助言を参考に、HP等への学外公表の有無を検討。 ④ 関係機関へ報告（文部科学省、厚生労働省、新証市役所、他）。
5 連絡・公表		① 陽性の場合、学内教職員へ詳細を連絡。（氏名公表なし） 陽性の場合、学生へ概要を連絡。（学科/学年/氏名公表なし） ② 感染者の行動履歴及び影響範囲に応じ、保健所等の助言を参考に、HP等への学外公表の有無を検討。 ③ 関係機関へ報告（文部科学省、厚生労働省、新証市役所、他）。
6 登校・出席判断	① 保健所又は受診医療機関の指示内容を大学へ報告し登校・出席を検討。 ② 保健所又は受診医療機関にて登校・出席の可否判断を仰ぐ。	① 報告を受けて登校・出席を許可。 ② 報告を受けて登校・出席を許可。



## II. 教職員に感染が疑われる場合

教職員自身に感染が疑われる場合は、速やかに大学へ連絡し、感染の有無が判明するまでは自宅に待機する。  
 教職員自身の感染の可能性もあつた場合は、速やかに大学へ報告し、保健所の指示に従い自宅にて待機する。  
 同居家族等が、保健所等の指示でPCR検査を受ける場合（濃厚接触者となつた場合、または感染類似症状を呈した場合など）も、同居家族の検査結果が判明するまで、所属長に連絡のうえ在宅勤務とし、念のため自宅待機する。検査結果が「陰性」と判明した場合は、判明した時点で出勤して差し支えない。



対応	該当教職員の対応	大学の対応	学長/事務局長（危機対応本部）
1 初動対応	① 健康管理センター及びび人事課（以下大学）へ連絡し、自宅待機（出勤停止、特別休暇） ② 「行動履歴」を大学へ報告。 ③ 「自己健康チェック表」を記入し、体調に変化があつたら直ぐに大学へ連絡。	① 学内に濃厚接触者がいるか大学独自で速やかに確認。 ② 「行動履歴」の記入を依頼。 ③ 「自己健康チェック表」の記入を依頼。 産業医の指示に従い、必要に応じ消毒実施。	理事長、本部長、（校長、園長）へ連絡。 影響範囲に応じて、必要な学内教職員へ連絡。
2 保健所指示に基づき対応	① 保健所の指示に従い、保健所へ行動履歴等を報告。健康管理センターからの聞き取り調査に協力。 ② 検査結果及び保健所からの指示内容詳細を大学へ報告。	① 陽性の場合、保健所の指示に従い、行動履歴や濃厚接触者の特定等の調査に協力。「新型コロナウイルス感染症と診断された際の記録」へ聞き取り記入。 ② 陽性の場合、保健所より濃厚接触者の特定を受けた対象者へ通知。 ③ 陽性の場合かつ無症状病原体保有者の場合は、保健所の指示に従い対応。	理事長、本部長、（校長、園長）へ連絡。学内連絡。 影響範囲に応じて、必要な学内教職員へ連絡。
3 勤務区域閉鎖の検討		① 保健所の指示に従い、教職員の勤務した区域閉鎖の必要性、閉鎖範囲及び期間を決定。 ② 保健所の指示に従い、必要に応じ消毒エリアの決定と実施。 ③ 濃厚接触者の待機期間は、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により同居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間（6日目解除）とする。（出席停止、特別休暇。）	理事長、本部長、（校長、園長）へ連絡。学内連絡。
4 勤務体制特別措置の検討		① 感染拡大範囲に応じ、教職員の勤務体制特別措置を検討。在宅勤務、時差出勤、交代勤務等。	理事長、本部長、（校長、園長）へ連絡。学内連絡。
5 連絡・公表		① 陽性の場合、学内教職員へ詳細を連絡。（氏名公表なし） ② 感染者の行動履歴及び影響範囲に応じ、保健所等の助言を参考に、HP等への学外公表の有無を検討。 ③ 関係機関へ報告（文部科学省、厚生労働省、新座市役所、他）。	学内教職員へ通知。 学生へ通知。 学外公表の必要性を検討。
6 出勤判断	① 保健所又は受診医療機関の指示内容を大学へ報告し出勤を検討。 ② 保健所又は受診医療機関にて出勤の可否判断を仰ぐ。	① 報告を受けて登校・出席を許可。	理事長、本部長、（校長、園長）へ連絡。学内連絡。

## 行動記録・健康観察票

学 籍 番 号 :

学 科 :

部 署 名 ( 職 員 ) :

氏 名 :

- ・感染者(本人・家族)がコロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前以降から記入してください。
- ・行動記録には学内で人と対面した行動について記入してください。
- ・体調を「不良」とした場合は、発熱、倦怠感、咳、味覚・嗅覚異常等、症状の詳細を記載してください。

No.	日付	体温 (朝)	体温 (夕)	体調	行 動 記 録	特記事項 (体調詳細等)
例)	○/○	36.5℃	37.8℃	良・不良 ( 腹痛 )	1限 9:00~10:30 ◎●論講義(面接授業)、11:00~12:00 △△教諭と打合せ(対面)、13:00 帰宅	夕方、腹痛あり。 ○○病院受診。
1	/	℃	℃	良・不良 ( )		
2	/	℃	℃	良・不良 ( )		
3	/	℃	℃	良・不良 ( )		
4	/	℃	℃	良・不良 ( )		
5	/	℃	℃	良・不良 ( )		
6	/	℃	℃	良・不良 ( )		
7	/	℃	℃	良・不良 ( )		
8	/	℃	℃	良・不良 ( )		
9	/	℃	℃	良・不良 ( )		
10	/	℃	℃	良・不良 ( )		
11	/	℃	℃	良・不良 ( )		
12	/	℃	℃	良・不良 ( )		
13	/	℃	℃	良・不良 ( )		
14	/	℃	℃	良・不良 ( )		

## 自己健康チェック表

氏名( \_\_\_\_\_ ) 年齢( \_\_\_\_\_ 歳) 性(男・女)  
 学籍番号( \_\_\_\_\_ ) 職員(勤務部署 \_\_\_\_\_ )  
 連絡先(電話:自宅 \_\_\_\_\_ 携帯 \_\_\_\_\_ E-mail: \_\_\_\_\_ )  
 渡航先等: 国名( \_\_\_\_\_ ), 出国日( 月 日 ), 帰国日( 月 日 )  
 日本でのインフルエンザワクチン接種歴 あり なし  
 過去1年間に日本でインフルエンザにかかったか かかった(A型、B型) かかっていない

	月 日 ( )	月 日 ( )	月 日 ( )	月 日 ( )
朝	体温 ( ) °C	体温 ( ) °C	体温 ( ) °C	体温 ( ) °C
	鼻汁 ( +・- )	鼻汁 ( +・- )	鼻汁 ( +・- )	鼻汁 ( +・- )
	咽頭痛 ( +・- )	咽頭痛 ( +・- )	咽頭痛 ( +・- )	咽頭痛 ( +・- )
	寒気 ( +・- )	寒気 ( +・- )	寒気 ( +・- )	寒気 ( +・- )
	咳 ( +・- )	咳 ( +・- )	咳 ( +・- )	咳 ( +・- )
	息苦しさ ( +・- )	息苦しさ ( +・- )	息苦しさ ( +・- )	息苦しさ ( +・- )
	下痢 ( +・- )	下痢 ( +・- )	下痢 ( +・- )	下痢 ( +・- )
その他 ( )	その他 ( )	その他 ( )	その他 ( )	
夕	体温 ( ) °C	体温 ( ) °C	体温 ( ) °C	体温 ( ) °C
	鼻汁 ( +・- )	鼻汁 ( +・- )	鼻汁 ( +・- )	鼻汁 ( +・- )
	咽頭痛 ( +・- )	咽頭痛 ( +・- )	咽頭痛 ( +・- )	咽頭痛 ( +・- )
	寒気 ( +・- )	寒気 ( +・- )	寒気 ( +・- )	寒気 ( +・- )
	咳 ( +・- )	咳 ( +・- )	咳 ( +・- )	咳 ( +・- )
	息苦しさ ( +・- )	息苦しさ ( +・- )	息苦しさ ( +・- )	息苦しさ ( +・- )
	下痢 ( +・- )	下痢 ( +・- )	下痢 ( +・- )	下痢 ( +・- )
その他 ( )	その他 ( )	その他 ( )	その他 ( )	

	月 日 ( )	月 日 ( )	月 日 ( )	(予備) 月 日
朝	体温 ( ) °C	体温 ( ) °C	体温 ( ) °C	体温 ( ) °C
	鼻汁 ( +・- )	鼻汁 ( +・- )	鼻汁 ( +・- )	鼻汁 ( +・- )
	咽頭痛 ( +・- )	咽頭痛 ( +・- )	咽頭痛 ( +・- )	咽頭痛 ( +・- )
	寒気 ( +・- )	寒気 ( +・- )	寒気 ( +・- )	寒気 ( +・- )
	咳 ( +・- )	咳 ( +・- )	咳 ( +・- )	咳 ( +・- )
	息苦しさ ( +・- )	息苦しさ ( +・- )	息苦しさ ( +・- )	息苦しさ ( +・- )
	下痢 ( +・- )	下痢 ( +・- )	下痢 ( +・- )	下痢 ( +・- )
その他 ( )	その他 ( )	その他 ( )	その他 ( )	
夕	体温 ( ) °C	体温 ( ) °C	体温 ( ) °C	体温 ( ) °C
	鼻汁 ( +・- )	鼻汁 ( +・- )	鼻汁 ( +・- )	鼻汁 ( +・- )
	咽頭痛 ( +・- )	咽頭痛 ( +・- )	咽頭痛 ( +・- )	咽頭痛 ( +・- )
	寒気 ( +・- )	寒気 ( +・- )	寒気 ( +・- )	寒気 ( +・- )
	咳 ( +・- )	咳 ( +・- )	咳 ( +・- )	咳 ( +・- )
	息苦しさ ( +・- )	息苦しさ ( +・- )	息苦しさ ( +・- )	息苦しさ ( +・- )
	下痢 ( +・- )	下痢 ( +・- )	下痢 ( +・- )	下痢 ( +・- )
その他 ( )	その他 ( )	その他 ( )	その他 ( )	

- ※①自己健康チェックをしてください。  
 ②チェック期間中に具合が悪くなった場合は、直ちに医療機関を受診してください。  
 (大学で具合が悪くなった場合は健康管理センターに直行してください)

◇病気の早期発見につながるので健康チェックをいたしましょう。

十文字学園女子大学 健康管理センター  
 Tel.048-477-1292(Fax兼用)  
 〒352-8510 埼玉県新座市菅沢2-1-28

\*この用紙は診断された方へ健康管理センターが問い合わせるためのものです。秘密厳守。

## 新型コロナウイルス感染症と診断された際の記録【学生用】

記入日 年 月 日( ) 時 分

学籍番号		現在の居所	入院中( )
氏名			自宅
年齢			その他( )
住所地			
電話番号			
発症月日		初診の医療機関	
診断確定日		診断された医療機関	
症状の経過			
濃厚接触者	発症を疑う症状を呈した日の前日と前々日の行動の中で接触した人に本学の教職員または学生がいますか	はい	いいえ
海外からの帰国か	はい( 月 日) 渡航先( )	いいえ	
備考			
			健康管理センター記録者 _____

\*この用紙は診断された方へ健康管理センターが問い合わせるためのものです。秘密厳守。

**新型コロナウイルス感染症と診断された際の記録【教職員用】**

記入日 年 月 日( ) 時 分

所 属		現在の居所	入院中( )
氏 名			自宅
年 齢			その他( )
住 所 地			
電話番号			
発症月日		初診の 医療機関	
診断確定日		診断された 医療機関	
症状の経過			
濃厚接触者	発症を疑う症状を呈した日の前日と前々日の行動の中で接触した人に本学の教職員または学生がいますか	はい	いいえ
海外からの帰国か	はい( 月 日) 渡航先( )	いいえ	
備考			
			健康管理センター記録者 _____